

運 営 規 程

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

社会福祉法人 翠燿会

特別養護老人ホームグリーンヒル八千代台

第 1 章 事業の目的と運営の方針

第 1 条（事業の目的）

社会福祉法人翠耀会が開設する特別養護老人ホームグリーンヒル八千代台（以下、「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下、「入所者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第 2 条（運営の方針）

施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法等の主旨に従って、入所者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第 3 条（事業所の名称及び所在地）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム グリーンヒル八千代台
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- 二 所在地 千葉県八千代市八千代台西 7 丁目 2 番 69

第2章 従事者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

職 名	職務の内容	指定基準	配 置
管理者	業務の一元的な管理	1名(兼務可)	1名(兼務可)
医師（嘱託医）	健康管理および療養上の指導	必要数	1名
生活相談員	生活相談全般および企画実施	1人以上	1名以上
介護職員※1	日常生活等の介護業務	1人以上	15名以上
看護職員※2	心身の健康管理、保健衛生管理	1人以上	1人以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1人以上	1名以上
介護支援専門員	入所ご利用者施設サービス計画の作成	1人以上	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1人以上	1名以上
調理員	献立による調理等	実情数	委託
事務員	利用者および施設事務	実情数	1名以上

- 2 指定基準、介護職員1人以上は常勤、入所者3人に1人以上を配置。
（短期入所生活介護職員含む）
- 3 指定基準、看護師1人以上は常勤。（短期入所生活介護職員含む）
- 4 「常勤換算方法」（育児・介護休業法）所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
- 5 「常勤」人員基準において常勤要件が設けられている場合、「産前産後休業」「育児休業」「介護休業」「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。
- 6 管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。

第3章 利用定員

第5条（入所者の定員）

施設に入所できる入所者の定員は29人とし、災害時ややむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできません。

- 2 定員29人は3ユニットで構成されています。

- 3 2階南側ユニット（ばらユニット）の定員は9人です。
- 4 2階北側ユニット（つつじユニット）の定員は10人です。
- 5 3階南側ユニット（梨の花ユニット）の定員は10人です。

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

施設の入所者の居室の定員は、1名とします。居室は、それぞれのユニットに属し、共同生活室に近接して、ベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えています。

第7条（共同生活室）

施設の共同生活室は、それぞれのユニットに属し、ユニットの入所者が交流し、又日常生活を過ごす場所となります。共同生活室には、必要な備品を備えています。

第8条（浴室）

施設は、浴室に入所者が使用しやすいよう、一般浴槽（個浴槽）の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

第9条（洗面所及びトイレ）

施設は、必要に応じて各階各所に洗面所やトイレを設けています。

第10条（医務室）

医療法に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けています。

第5章 契約及び運営

第11条（内容及び手続きの説明及び同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

施設はサービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険

者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第13条（入退所）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境に照らし、入所者が自宅での日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入所者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な対応のための援助を行います。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6章 サービス

第14条（地域密着型施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入所者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。

原案は、他の従業者との協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項を記載します。

- 4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握します。
- 6 計画作成介護支援専門員は、地域密着型サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付します。
- 7 看取り等におけるサービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等を参考にし、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努める。
- 8 計画作成介護支援専門員は、次に掲げる業務を行うものとする。身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。

第15条（サービス担当国会議等による専門的意見の聴取）

計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス計画とするため、目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設計画サービス原案に位置付けた担当者からなるサービス担当国会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図る。

第16条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入所者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入所者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入所者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入所者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行

います。

- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。
- 6 施設等は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。
- 7 テレビ電話装置等を活用して各種委員会及び会議等を行うことができる。

第17条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ハ 市町村への通知に係る記録
- ニ 苦情の内容等の記録
- ホ 事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置する。なお、身体拘束委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができる。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- ニ 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第18条（介護の内容）

介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常

生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 施設は、入所者の負担により従業者以外の者による介護を受けさせません。
- 9 施設は、栄養管理および口腔衛生の管理を適切に行います。

第19条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食午前7：00より随時 昼食午前11：45より随時 夕食午後6：00より随時

第20条（相談及び援助）

施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第21条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第22条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第23条（入所者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第24条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用 1日あたり1,900円
 - 二 居住に要する費用 1日あたり2,800円
 - 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別の食事の提供に要する費用
 - 五 理美容代
 - 六 その他、特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、入所者が負担することが適当とみとめられるもの
- 5 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得ます。

第25条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第26条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第27条（利用者の安全・サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する方策の検討）

事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催しなければならない。

第7章 留意事項

第28条（日常生活）

入所者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員などの援助・助言とともに、可能な限りその人らしい日常生活が営めるようにすることとします。

第29条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、原則午後8時までとします。また、消灯時間は午後10時です。

第30条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含禁煙にご協力頂きます。

第31条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第32条（外出及び外泊）

入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせ頂きます。

第33条（健康保持）

入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、受けなければなりません。

第34条（衛生保持）

入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第35条（禁止行為）

入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第36条（入所者に関する市町村への通知）

入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第37条（従業者の服務規程）

施設及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第38条（衛生管理等）

施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第39条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 2 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント「職場におけるハラスメント」の防止のための雇用管理上の措置を講じる。
- 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 研修の受講状況、認知症に係る事業者の取組状況等について、ホームページ等を活用して適宜適切に公表していきます。

第40条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第41条（緊急時等の対応）

入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

- 2 前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第42条（事故発生時の対応）

施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議し従業者に周知徹底します。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとします。
- 4 事故発生防止のための委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができる。
- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第43条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入所者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第44条 業務継続計画の策定等

施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者等が連携し取り組めるように、必要な研修【年2回以上】及び訓練（シミュレーション）【年2回以上】を実施する。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することもできるものとする。

- 2 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 その他

第45（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。又、施設は利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催し、サービス提供等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設けます。又その記録を作成し記録を公表します。

第46条（勤務体制等）

施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 入所者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第47条（記録の整備）

施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

第48条（苦情処理）

施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第49条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで1の掲示に代えることができる。
- 3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第50条（協力医療機関等）

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこ

ととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
 - 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後 に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第51条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又は従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

第52条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成19年10月 1日から施行します。
 この規程は、平成24年 4月 1日から施行します。
 この規程は、平成30年 8月 1日から施行します。
 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行します。
 この規程は、令和 4年 1月 1日から施行します。
 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行します。
 この規程は、令和 7年11月 1日から施行します。